

役員等報酬規程

社会福祉法人 札幌慈啓会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 札幌慈啓会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、評議員および理事・監事（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。なお、役員等のうち専務理事については「常勤役員」とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、理事長の指示または理事会の委任を受け、理事会および評議員会に出席した場合や監事が監査を実施した場合等の法人業務を行う場合には、旅費規程に基づき、費用を弁償する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額。
- (2) 通勤手当については、社会福祉法人札幌慈啓会給与規程（以下「給与規程」という）第8条の規定に準ずる額。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給方法等必要な事項については、給与規程を準用する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、当該月の日数に基づいて日割りによって計算し、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職名	報酬の額
専務理事	年 額 12,000,000 円